

令和6年度 堺市障害者自立支援協議会

第1回 強度行動障害支援部会

開催日時：令和6年9月5日（木）10:00～11:00

場 所：堺市役所本館6階 A会議室

次 第

1 委員の紹介

資料 1

2 部会設置について

資料 2-1

資料 2-2

資料 2-3

3 強度行動障害支援体制整備事業の概要

資料 3-1

資料 3-2

4 その他

・ 第2回強度行動障害支援部会 開催日程

令和 年 月 日（ ） ： ～

令和6年度 堺市障害者自立支援協議会

強度行動障害支援部会 委員名簿

機関等	委員氏名	所属
障害福祉サービス事業者 (部会長)	林 陽二郎	堺障害児(者)施設部会
学識経験者	植田 紀美子	学校法人 関西大学
専門機関	吉川 征延	発達障害者支援 センター アプリコット堺
参画法人	未定	社会福祉法人 ●●
参画法人	未定	社会福祉法人 ●●
参画法人	未定	社会福祉法人 ●●
専門的法人	平野 貴久	社会福祉法人 北摂杉の子会
専門的法人	伊名岡 宏	社会福祉法人 北摂杉の子会
専門的法人	小林 哲理	社会福祉法人 北摂杉の子会
堺市	河瀬 桂子	堺区地域福祉課
堺市	佐門 純子	北区地域福祉課
堺市	柳 千尋	障害支援課
堺市	川野 綾乃	障害者更生相談所
堺市	川崎 優介	障害者更生相談所
区協議会	石橋 貴代嘉	北区障害者基幹相談支援センター
事務局	佐伯・波元	障害施策推進課
事務局補助	福井・松永	総合相談情報センター

1 要約

全国的に課題となっている強度行動障害のある人への支援について、障害福祉サービスの受入態勢が整わない、専門的なアセスメントを受けることが難しい等といった課題について、本市においても明らかになった。地域の中で暮らし続けることを実現するため、様々な情報収集、協議を重ねてきた結果、ワーキングチームにて事業を提案することになったため、ここに報告する。

2 テーマ設定の背景

「親なき後」の障害者の暮らしの場の確保が、全国的に課題となっている。本市においても、暮らしの場が確保されずにショートステイをつないで生活している方（いわゆる「ロングショート」）が一定数あり、その多くが強度行動障害のある人という状況が課題としてあがっていた。暮らしの場を含めた、継続的に支援を行う体制を整備していくためにどのような方策が考えられるか、障害者自立支援協議会内にワーキングチームを設置し検討を行うことになった。

3 実施内容

令和元年度	(設置) 年4回開催 支援の現状把握、対象者の整理、モデル事業の検討
令和2年度	(中止) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
令和3年度	(中止) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
令和4年度	(再開) 年4回実施 現状把握、共有からモデル事業を再検討
令和5年度	(終結) 年3回実施 これまでの意見をもとに、モデル事業案を作成

4 構成員について (令和5年12月時点)

- 【座長】 堺市障害者自立支援協議会 林副会長（堺障害児（者）施設部会）
 社会福祉法人まほろば パル・茅渟の里 池田氏（入所施設）
 社会福祉法人こころの窓 青い鳥 ショートステイあかね 田中氏、木村氏（短期入所施設）
 堺市発達障害者支援センター アプリコット堺 吉川氏（支援機関）
 美原区障害者基幹相談支援センター 間宮氏（区自立支援協議会）
 南区地域福祉課 工忠氏・山田氏（行政機関）
 北区地域福祉課 佐門氏・住本氏（行政機関）
 障害者更生相談所 川野氏・河瀬氏・川崎氏（行政機関）
 社会福祉法人障友会 わららか草部 藤原氏（通所施設等、オブザーバー参加）
 大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 有本氏（行政機関、オブザーバー参加）

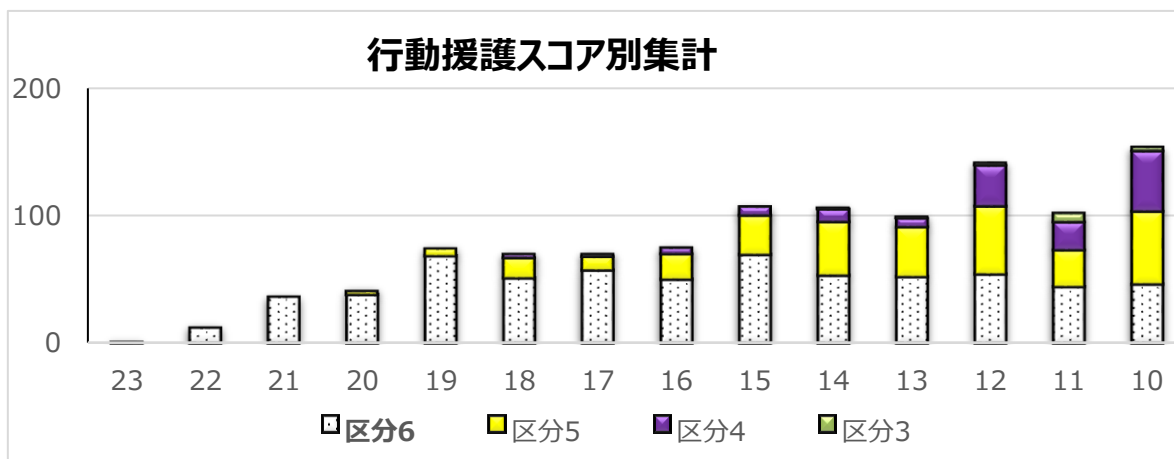
5 議論の要旨

令和元年度 支援の現状把握、対象者の整理、モデル事業の検討

1) 現在の支援体制を把握

強度行動障害に関連する施策として、①短期入所事業所運営補助事業、②障害者福祉施設整備費補助、③重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助の実施により、強度行動障害のある人の受け入れ支援を図っている。また、大阪府の行動障害支援者養成研修や行動援護従事者養成研修の修了を事業所の加算要件としていた。

2) 対象者の整理 (令和元年 12 月時点)



行動援護スコアが 10 点以上は、市内で 1,087 人いることがわかり、その中でも「区分 6」の方が 631 人と半数以上を占めている。ワーキング設置当初に推計していた対象者は、市内療育手帳交付者（約 8,000 人）の 1% 程度である 80 人であったため、スコア 10 点以上の 1,087 人全てに、自傷・他害・その他著しい不穏な行動があるとは考えにくい。推計数以上に支援が必要な人が存在していることが判明した。

3) 課題について共有と取組方針の決定

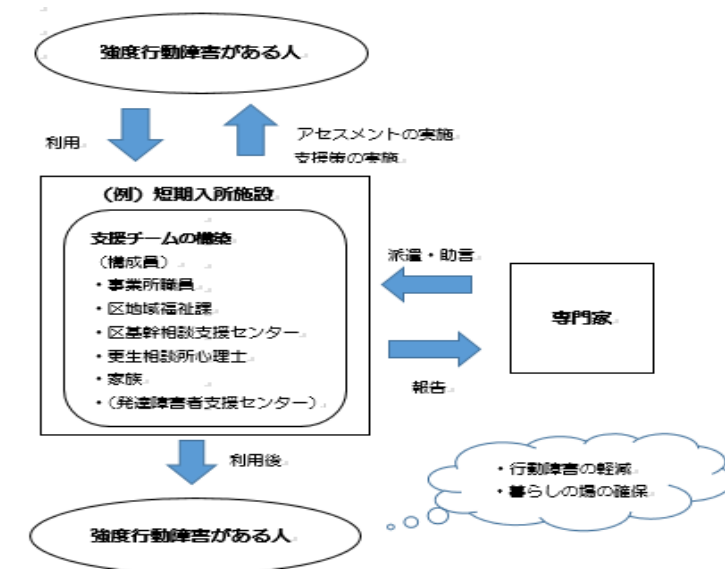
- 強度行動障害に対応できる受け入れ先が見つからない。
- 専門的にアセスメントを取れる環境が不足している。
- 入所希望があっても他の入所者とのマッチングが困難である。
- 個別支援を可能とする環境が整備できていない。

といった課題を共有し、この課題に対する支援策を協議。

「困難事例へ、行政・基幹・事業所が連携した「支援チーム」による支援」及び「専門家派遣による支援チームとの連携」をモデル事業として検討することになる。

4) 令和元年度におけるモデル事業の検討と素案の作成

- 強度行動障害のある人へ一定期間集中的にチーム支援を行い、専門的なアセスメント及び行動面の課題軽減を図る。
- 事業所職員はチームの一員として、処遇困難な強度行動障害のある方への支援方策を検討し、実践することで、対象者の課題軽減と併せ、事業所職員の支援技術の向上を図る。
- 支援チームへ、定期的な専門家派遣を行い、支援策への助言を行う。



令和2年度～令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和4年度 現状の再整理、他市事例の活用、新たなモデル事業の検討

1) 現状の再整理

- ・ 市内に受け入れ可能な事業所が少なく、他市の事業所を頼らざるを得ない事例もある中で、市内で受け入先を増やすためにはどうすべきか。また、受け入れているところから学ぶことで、今後の取組への活用ができるのではないかと。「刺激が少ないから落ち着く」ではなく「不快な刺激が少ない状態であること」が求められている。障害特性を捉えたアセスメント、本人主体の支援の組立てが求められている。

2) 他市事例の活用（大阪府）

大阪府において、強度行動障害への支援を先駆的に取り組む法人のノウハウを活用し、強度行動障害を有する重度知的障害者に対応可能な法人を養成する事業を、令和2年度はモデル事業として、令和3年度より本格的に事業実施（「大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」）しており、その内容について、大阪府担当者及び同事業を受託されている法人「社会福祉法人北摂杉の子会」のご担当者がゲストスピーカーとして出席いただいた。

専門性の確立とネットワークがキーワードであり、「人材育成」と「専門的アセスメントに基づくチーム支援」の両輪を進めていく必要がある。大阪府事業への参画や大阪府への協力依頼、既存の事業の活用等も検討すべきではないかとの意見もあったが、調整・検討の結果、本市独自の事業を実施することとした。

「大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」の概要

事業目的：強度行動障害を有する重度知的障害者に対応可能な支援スキルを持つ法人を増やし
地域での生活を支える体制の整備

事業期間：1法人あたり3年間

1年目：知識と技術の獲得と実践…事例をもとに、支援方法を学ぶ

2年目：支援力の確立と定着…数事例で実践を繰り返し、適切な支援を定着させ、ノウハウを獲得する

3年目：教える力の獲得と実践…受託法人に同行し、他法人に対するコンサルテーションできるスキルを培う

事業内容：参加法人は公募

「訪問コンサルテーション」「実地研修」「応用講座」「合同研修」等により、障害特性に応じた専門的な支援方法や環境設定、組織マネジメント等、法人全体で適切な支援を行ううえで必要となる知識や技術を体系的に習得

3) 新たな事業の検討

事業目的を「地域の中で暮らし続けることを実現するための支援体制・ネットワーク・社会資源の整備」とし、堺市版の事業について協議する。

内容は「大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」を参考にしながら、「中核的人材（法人）」（※1）の確保・養成に取り組む。事業の入口部分として、大阪府及び強度行動障害への支援を先駆的に取り組み、また、同事業を受託されている「社会福祉法人北摂杉の子会」等への協力依頼を模索する。

事業対象者としては、まず、「堺障害児（者）施設部会」の協力を得ることとし、将来的な「広域的支援人材（法人）」（※2）の役割も担っていただくことも視野に入れる。

(※1)「中核的人材(法人)」…

強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)をふまえ、法人内の現場において、「根拠のある支援」が実行できる人材及び法人。
将来的には、強度行動障害支援について、法人外の実際の支援現場において、「根拠のある支援」を、支援員や法人に対して、助言指導(コンサルテーション)ができる人材及び法人(「広域的支援的人材(法人)」)も確保・養成する。

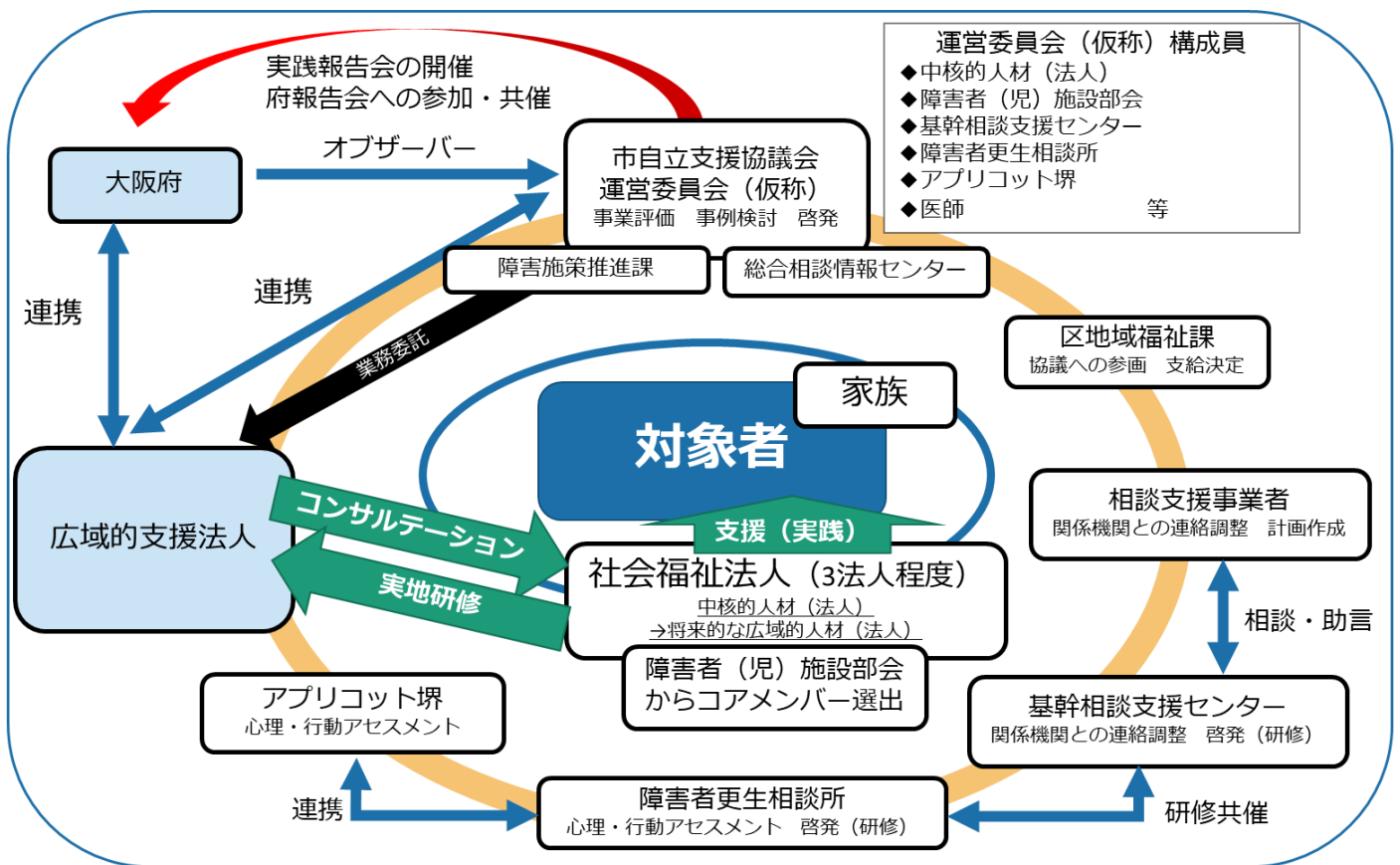
(※2)「広域的支援的人材(法人)」…

強度行動障害支援について、法人外の実際の支援現場にて、支援員や法人に対して、助言指導等(コンサルテーション)ができる人材及び法人

令和5年度 提言事業の決定

1) 事業内容の決定

これまでの意見をもと、事業の内容を決定した。



6 ワーキングからの提言

強度行動障害のある人への支援において様々なアプローチが想定されるが、長期的な視点で考えたとき、強度行動障害のある人が地域で暮らし続けることができることが大きな目的であり、そのためには、支援体制・ネットワーク・社会資源の整備が重要であり、地域全体の支援の底上げが求められる。そのためには支援者への支援を実施することで、支援力が向上し、その結果として、強度行動障害のある人の幸福度が向上する。

支援者への支援を進めるためには、外部からの視点、支援のノウハウの確立などが必要であり、そのためには、豊富な経験、知識のある法人から視点・ノウハウ等を助言・指導(コンサルテーション)を受け、その内容を実践することが重要である。また、コンサルテーションを受ける法人も、コアメンバーに任せきるのではなく、コンサルテーションを受けやすくする環境設定、

コアメンバーの学んだ内容を法人全体の取組とする事業計画の作成など、コアメンバーが孤独にならないような配慮、法人としての組織的な取組とするべきである。

また、広域的支援法人がコンサルテーションを実施するだけでなく、本市の既存のネットワークを十分に活かし、その活動を市内全体で共有するため、障害者自立支援協議会として、運営委員会を設置するなど、事業の運営や進捗管理の役割も求められる。この運営委員会では、多様な関係者の参画のもと、事業の評価だけでなく、困難事例の検討や強度行動障害の啓発といった役割を担うことが重要である。大阪府が実施する実践報告会への参加や、本市独自の実践報告会も実施し、また、取組をさらに広げていくことを目標とし、本市における強度行動障害支援を推進されたい。

なお、本事業は予防的支援を目的とするものではないが、児童期からの予防的な観点や適切な関わりは重要であるため、今後の課題として検討を継続されたい。

7 まとめと今後について

本ワーキングチームでは、本市における強度行動障害支援の困難さと、短期入所施設を転々とする「ロングショート」の解消、ひいては強度行動障害支援全体の施策について協議し、その構築に向けた事業を提案した。

事業の実施については、単に事業対象者が自法人の困難ケースに対応する力を育成するだけでなく、そのノウハウやネットワークを地域へ広げていくことを期待している。それには本市の実情に応じて、事業者・関係機関・支援者・行政がネットワークを構築することが重要である。ワーキングチームとしては終結するものの、令和 6 年度の事業開始実現に向け、運営委員会や報告会を活用しながら、強度行動障害支援をさらに進めていきたい。

強度行動障害支援部会について

強度行動障害支援部会

構成員

学識経験者、障害者（児）施設部会、堺市発達障害者支援センター（アプリコット堺）、障害者更生相談所、基幹相談支援センター、地域福祉課、障害支援課、事業受託法人、事業参画法人 等

内容

- ◆ 強度行動障害支援WTを発展させて、令和6年度より設置
- ◆ 事業の運営や進捗管理に加え、その他体制整備や困難事例等の検討、啓発等の役割を担う
- ◆ 協議会構成員に加え、事業受託法人や事業参画法人、行政も参画

スケジュール



堺市障害者自立支援協議会 強度行動障害支援部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成19年3月29日制定。）第3条に定める部会の運営について、強度行動障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、個々のニーズに柔軟に対応し、地域での生活を実現することを目的に、強度行動障害支援部会（以下「部会」）の運営等に関することについて必要な事項を定める。

(組織)

第2条 この部会は、堺市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」）の専門部会とする。

(構成)

第3条 部会は、市協議会、区協議会により選出された委員によって構成する。必要に応じて、委員を補完する者を置くことができる。なお、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年条例第8号）の観点から、女性の委員への参画について配慮するものとする。

(役員)

第4条 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

(選出方法及び職務)

第5条 部会長及び副部会長は、市協議会会長の推薦により選出する。

2 部会長は、部会を代表し、市協議会へ出席する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員（市職員のうちから任命され、または委嘱された委員を除く。）の任期は、各年度の2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も新たに役員が選出されるまで引き続きその職務を行う。

(会議)

第7条 会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関連する会議の関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

3 会議の開催回数は、年3回程度とする。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年8月6日から施行する。

地域支援体制整備事業の概要

内容	1年目 (R6)				2年目 (R7)				3年目 (R8)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
研修・訪問コンサルテーション 基本的知識や記述を講義形式で学ぶ。 専門的法人が事業参画法人を定期的に訪問し、実際の事例をもとに、課題整理から解決に向けた助言等を実施する。	業務実施に向けた契約等の準備	事業参画法人の選定	基礎講座・応用講座 (各1回程度)									
			訪問コンサルテーション (最大5回)	訪問コンサルテーション (最大8回)			訪問コンサルテーション (最大5回)					
実地研修・訪問コンサルテーション同行 1～2年目：事業参画法人が専門的法人のGH等へ赴き、実際の支援を学ぶ。 3年目～：専門的法人のコンサルテーションに同行し、他法人への助言方法を学ぶ。			実地研修 (年1回)	実地研修 (最大2回)			実地研修・訪問コンサルテーション同行 (最大5回)					
実践報告会 実施した取組について堺市障害者自立支援協議会（運営委員会）での報告・協議 市域向け報告会の実施。 （※府の実践報告会との共催も検討）			実践報告会 (堺市)		実践報告会 (最大2回)			実践報告会 (最大2回)				
			実践報告会 (大阪府)									
運営委員会（強度行動障害支援部会） 堺市障害者自立支援協議会に部会（運営委員会）を設置し、事業等の進捗把握、内容の検討を実施する。			部会設置	開催 (年3回程度)			開催 (年3回程度)					
			開催 (年3回)									

強度行動障害のある人への専門的な支援の人材・法人の確立による
『地域の支援力の向上』

堺市強度行動障害支援体制整備事業 実施スケジュール（想定）

法人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6							基礎講座 10/11 コンサル①（初回）	コンサル②	コンサル③ 応用講座①	コンサル④ （応用講座①）	コンサル⑤	
									実地研修① （場所未定）			実践報告会①
						第1回部会 9/5 （参画法人選定）					第2回部会（報告・評価・次年度協議）	
R7		コンサル① （初回訪問）		コンサル②	コンサル③	コンサル④	コンサル⑤	コンサル⑥		コンサル⑦	コンサル⑧	
			実地研修① （場所未定）						実地研修② （場所未定）			
			部会（進捗管理・普及啓発）				部会（進捗管理・普及啓発）			部会（進捗管理・実態調査検討）		部会（報告・評価・次年度協議）
R8		コンサル① （初回訪問）			コンサル②		コンサル③		コンサル④			
			実地研修① （コンサル同行）	実地研修② （コンサル同行）		実地研修③ （コンサル同行）		実地研修④ （コンサル同行）		実地研修⑤ （コンサル同行）		
			部会（進捗管理・実態調査検討）				部会（進捗管理・普及啓発）			部会（進捗管理・普及啓発）		部会（報告・評価・次年度協議）
全体							実践報告会① （市域向け）					実践報告会②
堺市	3月委託法人との今年度の契約 4月 前年度の委託料支払い／2年目以降の参加法人に継続の参加確認					実践報告会周知（HP等）						
						参加法人の公募（HP）						
	予算要求、委託法人との協議、契約書作成、参加候補法人への事業説明											

※スケジュールは参加法人の可能な日程に応じて、随時、調整しながら実施

堺市強度行動障害支援体制整備事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、強度行動障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための堺市強度行動障害支援体制整備事業（以下「整備事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 強度行動障害 自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動などの本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態をいう。
- (2) 強度行動障害のある人 前号の規定の状態にある人をいう。具体的には障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査にあわせて把握する行動関連項目にて24点中10点以上の人をいう。また、それに準ずる人も含む。
- (3) 専門的法人 強度行動障害のある人への専門的な知識及び支援技術を持ち、多くの支援実績を有する法人のうち、本市と委託契約を結んだ法人をいう。
- (4) 参画法人 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する障害福祉サービスに係る事業を実施する法人のうち、現に強度行動障害のある人への支援を行い、整備事業に参画する法人をいう。

(事業の対象)

第3条 参画法人となる者は、下記の要件を満たす法人とする。

- (1) 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスに係る事業を実施している。
- (2) 現に強度行動障害のある人への支援を実施している。
- (3) 整備事業に参画するにあたり、法人内において中心的な役割を担うコアメンバーを選出することができる。
- (4) コアメンバーは強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了している。
- (5) 本市の強度行動障害支援体制の構築を推進するため、本市の開催する会議の出席等、中核的な役割を担うことができる。
- (6) その他、整備事業の円滑な実施に協力できる。

(事業の実施)

第4条 整備事業の実施主体は本市とし、事業の実施については、専門的法人へ委託する。

(事業参画の申請)

第5条 整備事業に参画しようとする法人は、市長が必要と認める書類を添付した上で、堺市強度行動障害支援体制整備事業参画申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。ただし、すでに事業参画の決定を受けている法人については、堺市強度行動障害支援体制整備事業年間計画書（様式第5号）を提出した場合に限り、延長を認めることがある。

(事業参画の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容について調査を行い、堺市強度行動障害支援体制整備事業参画審査依頼書（様式第2号）により堺市障害者自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会、以下「協議会」という。）の長に参画可否の審査を依頼するものとする。

2 協議会の長は、前項の規定による参画可否の審査依頼を受けたときは、速やかにその審査を行い、参画の可否を決定するものとする。また、その旨を堺市強度行動障害支援体制整備事業参画審査報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を確認し、その結果を堺市強度行動障害支援体制整備事業参画決定（却下）通知書（様式第4号）により申請のあった法人等に通知するものとする。

4 市長は、事業参画の決定後、特別な事情が生じた場合においては、その決定を取り消すことができる。

（参画の期間）

第7条 整備事業の期間は、前条第3項の規定による利用決定をした日から利用決定をした日の属する年度の3月末までとする。

（事業の評価）

第8条 整備事業の評価は、協議会にて年1回以上実施するものとする。また、評価を実施するに当たって、専門的法人及び参画法人は市長又は協議会の長が必要と認める書類を、市長が定める期限までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、堺市強度行動障害支援体制整備事業評価依頼書（様式第6号）により協議会の長に評価の審査を依頼するものとする。

3 協議会の長は、前項の規定による評価の審査依頼を受けたときは、速やかにその評価を行うものとする。また、その旨を堺市強度行動障害支援体制整備事業評価報告書（様式第7号）により市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその旨を堺市強度行動障害支援体制整備事業評価通知書（様式第8号）により参画法人に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要領の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要領は、令和6年8月19日から施行する。